

## 持続可能な地域のあり方懇話会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、将来起こり得る人口減少等の影響を見据え、持続可能な地域のあり方等を検討するに当たり、関係者からの意見を聴取するため、持続可能な地域のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、委員から次に掲げる事項に関し、意見を聴取する。

- (1) 地域コミュニティの現在の課題に関すること。
- (2) 地域の目指す方向性に関すること。
- (3) ミニ区役所を中心とした江戸川区及び地域の新たな連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、持続可能な地域のあり方に関し、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。

### (組織)

第3条 懇話会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する35名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町会及び自治会から推薦された者
- (3) 江戸川区関係団体から推薦された者
- (4) 公募区民
- (5) 江戸川区議会議員

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

- 2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 第3条の規定により委嘱された委員が出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、懇話会に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話等を行うことができるシステムをいう。）により、懇話会に出席することができる。

(部会)

第7条 懇話会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

3 第5条及び前条の規定は、部会について準用する。

(懇話会等の公開)

第8条 懇話会及び部会（以下「懇話会等」という。）は、公開とする。ただし、個人の秘密を保持するため必要があると認めるとき、懇話会等の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときであって、懇話会等において非公開とすることを決定した場合は、この限りでない。

(議事録)

第9条 懇話会等の議事録は、原則公開とする。

(報償)

第10条 第3条の委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第11条 懇話会の庶務は、経営企画部企画課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、懇話会において必要な事項は、経営企画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年7月29日から施行する。